

Z-70-D 法人税法〔第一問〕一解 答一

問1

(1)

(A社の仕訳) ㉓

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
資 本 金 等 の 額	20,000,000	現 金 預 金	25,000,000
利 益 積 立 金 額	5,000,000		

(法的な理由・考え方)

1 資本金等の額の減少 ㉒
自己株式の取得（市場における購入による取得等を除く。）により金銭を交付しているため、取得資本金額相当額の資本金等の額が減少する。
2 利益積立金額の減少 ㉒
自己株式の取得（市場における購入による取得等を除く。）により交付した金銭の額が取得資本金額を超えるため、その超える部分の金額相当額の利益積立金額が減少する。

(2)

市場における購入により自己株式を取得した場合には、支払った対価の額相当額の資本金等の額が減少することとなり、利益積立金額の異動は生じない。㉓

(3)

(B社の仕訳) ③

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 預 金	25,000,000	み な し 配 当	5,000,000
		A 社 株 式	18,000,000
		有 価 証 券 譲 渡 益	2,000,000

(法的な理由・考え方)

1 みなし配当 ③
法人の株主である内国法人がその法人の自己株式の取得（市場における購入による取得を除く。）により金銭の交付を受けた場合において、その金銭の額がその法人の資本金等の額のうちその交付基因株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、剰余金の配当等の額とみなす。
2 受取配当等の益金不算入 ②
内国法人が非支配目的株式等に係る剰余金の配当等を受けるときは、その配当等の額の20%相当額は、各事業年度の益金の額に算入しない。
3 有価証券の譲渡損益 ③
内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡利益額又は譲渡損失額（次の(1)と(2)の差額）は、その譲渡契約日等の属する事業年度の事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
(1) その譲渡により通常得べき対価の額（みなし配当の額を除く。）
(2) その譲渡原価の額

(4)

(A社)

取引価額 2,500 万円が時価と比して著しく低く、B社との間で経済的利益の移転が認められる場合には、本来的な資本等取引に損益取引が複合した混合取引と考え、時価との差額に受贈益を認識する（認定受贈益（加算・社外流出））。③
※ 別解
自己株式の取得は資本等取引であるため、取得対価と時価との差額についての損益は認識しない。
したがって、異なる部分はない。

(B社)

適正な時価と支払い対価である2,500万円との差額については、寄附金の額とする。	
1	低額譲渡 ㉓
内国法人が資産の譲渡をした場合において、その対価の額がその時における価額に比して低いときは、その対価の額とその価額との差額のうち実質的にい贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれるものとする。	
2	寄附金の損金不算入 ㉔
内国法人が支出した寄附金の額の合計額のうち、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。	
<一般損金算入限度額>	
$\left( \text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{その事業年度の所得の金額 (注)} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$	

問2

(1) 各㉑×5

	①	②
1	普通法人	各事業年度の所得
2	協同組合等	各事業年度の所得
3	公益法人等	収益事業に係る各事業年度の所得
4	人格のない社団等	収益事業に係る各事業年度の所得
5	公共法人	非課税

(2)

収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で継続して事業場を設けて行われるものを
いう。②

(3)①

1 一般社団法人が非営利型法人である場合 ③
法人税法上の公益法人等に該当するため、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
2 1以外の場合（一般社団法人が特定普通法人である場合） ③
法人税法上の普通法人に該当するため、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(3)②

1 収益事業を行っている場合
公益社団法人は、法人税法上の公益法人等に該当する。したがって、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。③
ただし、政令で定める収益事業のうち（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する）公益目的事業については、収益事業に含まれないものとする。②
2 収益事業を行っていない場合
非課税（課税所得は生じない。）②

Z-70-D 法人税法〔第二問〕一解 答一

問 I

問 1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
役員給与損金不算入額 (減算・流出) 2,200,000②	(1) 定期同額給与等以外 ① A 1,500,000 ① ② B 0(定期同額給与) ① ③ C $(600,000 - 550,000) \times 4 \text{ヶ月} = 200,000$ ① ④ D 500,000 ① ⑤ ①~④の合計 2,200,000

問 2

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
工場建物E 減価償却超過額認容 (減算・留保) 350,000②  事務所建物H減価償却超過額 (加算・留保) 3,250②  機械 I 減価償却超過額 (加算・留保) 418,562②  器具備品 J 減価償却超過額 (加算・留保) 50,798②	[保険差益]  (1) 事務所建物E ① 減失経費 $2,000,000 + 1,500,000 \times \frac{30,000,000}{50,500,000} = 2,891,089$ ② 差引保険金等 $30,000,000 - ① = 27,108,911$ ③ 保険差益金 $② - (25,000,000 + 350,000) = 1,758,911$ ④ 圧縮限度額 $③ \times \frac{25,000,000}{②} = 1,622,078$ ※ ② > 25,000,000 ∴ 25,000,000 ⑤ 圧縮超過額 $1,500,000 - ④ = \underline{\triangle 122,078} \text{ (切捨)} ②$ ⑥ 償却限度額 $(25,000,000 - 1,500,000) \times 0.042 \times \frac{3}{12} = 246,750$ ⑦ 償却超過額 $250,000 - ⑥ = 3,250$ (2) 機械 I ① 減失経費 $1,000,000 + 1,500,000 \times \frac{20,000,000}{50,500,000} = 1,594,059$ ② 差引保険金等 $20,000,000 - ① = 18,405,941$ ③ 保険差益金 $② - (25,000,000 + 350,000) = 17,405,941$ ④ 圧縮限度額 $③ \times \frac{8,000,000}{②} = 7,565,357$ ※ ② > 8,000,000 ∴ 8,000,000 ⑤ 圧縮超過額 $8,000,000 - ④ = \underline{434,643} ②$

問 2 (続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
	<p>⑥ 償却限度額                      (イ) <math>(8,000,000 - 7,565,357) \times 0.222 = 96,490</math>                      (ロ) <math>(8,000,000 - 7,565,357) \times 0.07126 = 30,972</math>                      (ハ) <math>(イ) \geq (ロ) \therefore (イ) \times \frac{2}{12} = 16,081</math></p> <p>⑦ 償却超過額  <math>434,643 - ⑥ = 418,562</math></p> <p>(2) 機械 I</p> <p>① 減失経費  <math>50,000 + 1,500,000 \times \frac{500,000}{50,500,000} = 64,851</math></p> <p>② 差引保険金等  <math>500,000 - ① = 435,149</math></p> <p>③ 保険差益金  <math>② - 300,000 = 135,149</math></p> <p>④ 圧縮限度額  <math>③ \times \frac{②}{②} = 135,149</math>                      ※ <math>1,000,000 &gt; ② \therefore ②</math></p> <p>⑤ 圧縮超過額  <math>200,000 - ④ = \underline{64,851} \text{ ②}</math></p> <p>⑥ 償却限度額                      (イ) <math>(1,000,000 - 135,149) \times 0.250 = 216,212</math>                      (ロ) <math>(1,000,000 - 135,149) \times 0.07126 = 61,629</math>                      (ハ) <math>(イ) \geq (ロ) \therefore (イ) \times \frac{3}{12} = 54,053</math></p> <p>⑦ 償却超過額  <math>(40,000 + 64,851) - ⑥ = 50,798</math></p>



問 3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
受取配当等の益金不算入額 (減算・流出) 1,030,961② 貸倒引当金繰入超過額 (加算・留保) 300,000② 貸倒引当金繰入超過額認容 (減算・留保) 100,000②	(1) 受取配当等の額 (区分がすべて出来て①) ① 関連法人株式等 1,000,000 ② その他の株式等 50,000 ③ 非支配目的株式等 60,000 (2) 控除負債利子 ① 原則法 (イ) 支払利子総額 $200,000 + 60,000 = 260,000$ ① (ロ) 株式等 $10,000,000 + 10,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$ $= 26,000,000$ (ハ) 総資産 $538,250,000 + 1,000,000 + 578,520,000 + 1,500,000$ $= 1,119,270,000$ (ニ) $(イ) \times \frac{(ロ)}{(ハ)} = 6,039$ ① ② 簡便法 (イ) 支払利子総額 260,000 (ロ) 控除割合 $\frac{11,000 + 9,200}{300,000 + 290,000} = 0.0342\cdots \rightarrow 0.034$ ① (小数点以下 3 位未満切捨て) (ハ) $(イ) \times (ロ) = 8,840$ (3) 益金不算入額 ① 原則法 $(1,000,000 - 6,039) + 50,000 \times 50\% + 60,000 \times 20\%$ $= 1,030,961$ ② 簡便法 $(1,000,000 - 8,840) + 50,000 \times 50\% + 60,000 \times 20\%$ $= 1,028,160$ ③ ① > ② ∴ ①

問3 (続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程

問 4

法人税額から控除される所得税額	計 算 過 程
283,816②	<p>(1) 株式・出資グループ</p> <p>① 個別法</p> <p>R 株式(中間)</p> $61,260 \times \frac{10,000}{30,000} \times \frac{6}{6}(1.000) + 61,260 \times \frac{20,000}{30,000} \times \frac{1}{6}(0.167)$ $= 27,240 \text{ ①}$ <p>(ロ) R 株式(確定)</p> $36,756 \times \frac{6}{6}(1.000) = 36,756$ <p>(ハ) S 株式</p> $40,840 \times \frac{7}{11}(0.637) = 26,015 \text{ ①}$ <p>(ニ) 合計 90,011</p> <p>② 簡便法</p> <p>(イ) R 株式(中間)</p> $61,260 \times \frac{10,000 + (30,000 - 10,000) \times \frac{1}{2}}{30,000}(0.667) = 40,860$ <p>(ロ) R 株式(確定)</p> $36,756 \times \frac{15,000}{15,000}(1.000) = 36,756$ <p>(ハ) S 株式</p> $40,840 \times \frac{1}{2}(0.500) = 20,420$ <p>(ニ) 合計 98,036</p> <p>③ ① &lt; ②</p> <p>(2) その他グループ</p> $153,150 + 30,630 + 2,000 = 185,780 \text{ ①}$ <p>(3) (1) + (2) = 283,816</p>

問4 (続き)

法人税額から控除される所得税額	計 算 過 程

問II

問1

<p>(同族会社の判定)</p> <p>① U : <math>47 + 6 = 53\%</math></p> <p>② V : <math>20\%</math></p> <p>③ W : <math>12.5\%</math></p> <p>計 85.5%</p> <p><math>85.5\% &gt; 50\%</math></p> <p>∴ <u>同族会社である。</u> ①</p> <p>(特定同族会社の判定)</p> <p><math>53\% &gt; 50\%</math></p> <p>∴ <u>特定同族会社である。</u> ①</p>
--

問 2

	計 算 過 程
課 税 留 保 金 額 24,202,000②	[欠損金の当期控除額] $63,000,000 \times 50\% = 31,500,000 < 45,000,000 \quad \therefore \underline{31,500,000} \text{ ①}$
	[所得金額] $63,000,000 - 31,500,000 = 31,500,000$
課 税 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 2,420,200②	[法人税額] $31,500,000 \times 23.2\% = \underline{7,308,000} \text{ ①}$
	[留保金課税] (1) 当期留保額 ① 留保所得等 $(31,500,000 + 31,500,000 + 3,600,000 + 210,000) - 3,600,000$ $- 740,000 - 250,000 - 1,200,000 - 2,300,000 - 30,000$ $= 58,690,000$ ② 法人税額 $7,308,000 - 731,960 - 250,000 = 6,326,040$ ③ 地方法人税 $(7,308,000 - 731,960) \times 10.3\% = \underline{677,328} \text{ ①}$ ④ 住民税 $7,308,000 \times 10.4\% \text{ ①} = 760,032$ ⑤ ① - ② - ③ - ④ = 50,926,600 (2) 留保控除額 ① 所得基準額 $(31,500,000 + 31,500,000 + 3,600,000 + 210,000) \times 40\% \text{ ①}$ $= 26,724,000$ ② 定額基準額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = \underline{20,000,000} \text{ ①}$ ③ 積立金基準額 $120,000,000 \times \frac{1}{4} - (80,000,000 - 1,200,000) < 0 \quad \therefore 0 \text{ ①}$ ④ 最も大きい $\therefore 26,724,000$ (3) 課税留保金額 $(1) - (2) = 24,202,600 \rightarrow 24,202,000$ (千円未満切捨て ①) (4) 課税留保金額に対する税額 年 3,000 万円以下 $24,202,000 \times 10\% \text{ ①} = 2,420,200$

問2 (続き)

	計 算 過 程

## 法人税法【総評】

### 〔第一問〕

受験対策上最重要論点の一つに位置付けられる「みなし配当」関連の問1は、答案練習で何度もお目にかかっているはずで比較的容易に感じたものと思われる。問2は法人税法学習の第一歩である「納税義務者と課税標準」についての問題であったが、公益法人等に関する理解が必要であったため、解き易い問題ではなかった。

#### 問1

- (1) 仕訳を求められた場合は、科目も金額も慎重に解答したい。仕訳が明らかに間違っていると、その後の理由や考え方が採点してもらえない可能性も考慮すべきである。(法的な理由・考え方)については、該当する規定に仕訳で算定した金額を当てはめて作文しても構わない。
- (2) 市場購入の場合には時価取得となり支払い対価相当額の資本金等の額の減少となる。したがって、利益積立金額に異動は生じない。B社側においては、これに対応することから、みなし配当は生じないこととなる。
- (3) 「税務上の処理」を求められているのであるから、仕訳には表れていない「受取配当等の益金不算入」についても解答しなければならない。
- (4) 非常に難しい設問であった。特にA社の取扱いは、何を根拠とするかの判断において考え方が分かれる。

自己株式の取得は「資本等取引」であるのだから、法人税法第22条第2項によれば時価との差額についての受贈益は認識しないことになるはずで、法的根拠に基づく解答ということであれば「(1)と異なる部分はない。」ということにもなる。しかしながら、法人税法における原則は「時価による取引」であり、実務上も取引価額と時価に著しい乖離があり実質的に法人間に経済的利益の移転があると認められる場合には、損益を認識して課税が行われるものとされ、類似の事例による判例や国税庁の公表論文からも、受贈益を認識し益金算入するべきと考えられる。

B社については有価証券(資産)の譲渡であるため、低額譲渡として時価との差額を寄附金認定することとなる。なお、税法上は時価譲渡したものとみなすため「有価証券の譲渡益」が(3)の場合と比して増加するはずであるが、本問では時価が与えられていないため解答には含めていない。

みなし配当関連は受験生全般で十分な対策がされているので、(4)以外の取りこぼしは厳しいだろう。30点配点として7割目安の21点以上の得点が望まれる。

#### 問2

- (1) 答案用紙の形状から内国法人を納税義務者別に5つに区分しなければならない。直前期教材「応用理論集」のP5の通りに記述すればよいのだが、全てを列挙するのは困難であるかもしれない。
- (2) 「収益事業」は、法人税法第2条(定義)十三に規定されている。各種教材に記載がない

ため、解答できた受験生はほぼいないものと思われる。

- (3) 公益法人税制に関する問題であり、また、「…必要な前提を付し…」という解答要求もあり、難度の高い設問となっている。特に①は、法人税法上の「公益法人等」の範囲を理解していないと解答できない。

公益社団法人は基本的に公益事業を行う前提で公益認定されるわけで、その上で収益事業を行った場合についてだけ収益事業課税がされることになる。それに対して、一般社団法人は設立も容易で監督官庁による制約も厳しくないことから、通常は法人税法上の普通法人とされ、全所得課税がされる。ただし、一定の要件を満たす一般社団法人は非営利型法人として法人税法上の公益法人等に該当することとなり、収益事業課税となる。

(1)で4点、出来れば5点とりたい。(2)は得点できないだろう。(3)については、①②いずれも「前提を付す」という場合分けが難しいため5～6点程度。20点配点として10点程度の得点が望まれる。

## 〔第二問〕

過去3年と同様、個別問題形式であり、さらに問Ⅰの中小法人及び問Ⅱの特定同族会社に分けた出題がされた。伝統的な論点で構成されており、部分的に判断に迷う箇所があったが、全体的には問題集の個問を5題解くようなイメージで比較的容易に取り組めたことと思われる。分量的にもさほど多くなく、理論も50分弱程度の分量であったことを考えれば、時間が全く足りないといったことにはならないはずである。

### 問1 役員給与

解答すべき内容は少ないが、資料の読み取りの難しい箇所がある。

B氏について(注2)では、期中減額について「業績悪化改訂事由には該当しない。」との記述があるため、通常改訂事由にも職制上の地位の変更等の臨時改訂事由にも該当しないことから定期同額給与に該当しないという判断も出来るが、国税庁のQ&Aに「…企業秩序を乱した役員の実任を問うべく行った減額は、定期同額給与を継続支給したのものとして差しつかえない。」とあり、「豪雨時の現場指揮対応の不十分さから…」との記述から減額改訂は対外的・社会的な理由になると考えられる。

### 問3 受取配当等

L株(関連法人株式等)は無配であるが、控除負債利子の計算上、その帳簿価額を分子の金額に含めることに留意すること。

## 問Ⅱ 留保金課税

問1の同族会社及び特定同族会社の判定は確実に正答する必要がある。

総合問題における留保金課税はそもそも適正な所得金額や法人税額を算定することが実質的に不可能であるため、最後に時間が残った範囲で計算パターンを組む程度になってしまうが、本問のような個別問題の場合には最終値まで合わせる事が可能である。最初から全部捨ててかかるのは合格答案を作成する上では論外である。

本問では地方法人税の税額が資料で与えられているが、これをそのまま使用するべきでは



ない。留保金課税の計算において使用する「地方法人税」は、次の算式で計算されるものであるから、本問では  $(7,308,000 - 731,960) \times 10.3\% = 677,328$  となり、与えられている 916,288 円と大きく乖離していることが分る。同額は、課税留保金額に対する税額を考慮した後の法人税額を基準とした地方法人税の金額と概ね一致する金額となっている。

$$\left( \begin{array}{l} \text{法人税額} \\ \text{別表一(一)②} \end{array} - \begin{array}{l} \text{法人税額の} \\ \text{特別控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{使途秘匿金} \\ \text{課税額} \end{array} \right)^* \times 10.3\%$$

\* 千円未満切捨て

全般的に基本論点で攻勢されているため、各問で満遍なく 7 割程度の得点をするのが望まれる。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	30 点 / 50 点	40 点 / 50 点	ボーダーライン : 65 点
計算	35 点 / 50 点	40 点 / 50 点	合格確実ライン : 75 点